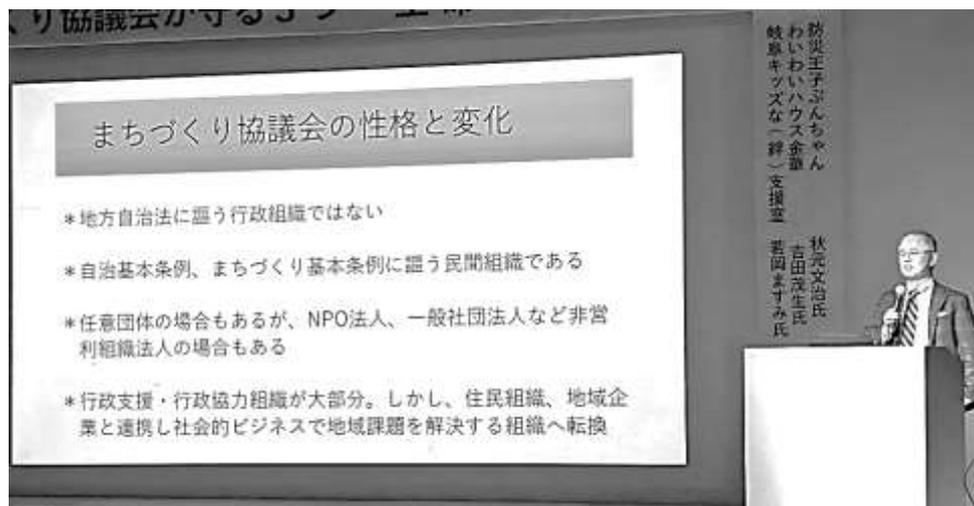


地域住民組織の今後について【その1】

# 自治会とまちづくり協議会

岐阜市まちづくりサポートセンター主催の「まちサポトーク」(3/1)の基調講演を教科書代わりに、まちづくりサロンで、論点を話し合い、整理しました。

引き続き、自治会やまちづくり協議会の今後について、みんなで一緒に話し合い、考え、行動に移していきましょう。



▲鈴木誠氏(愛知大学地域政策学部学部長)の基調講演

令和7年3月16日

岩野田北まちづくりサロン

# まちづくりサポートセンター講演会 (R7. 3. 1) の基調講演 要旨と論点

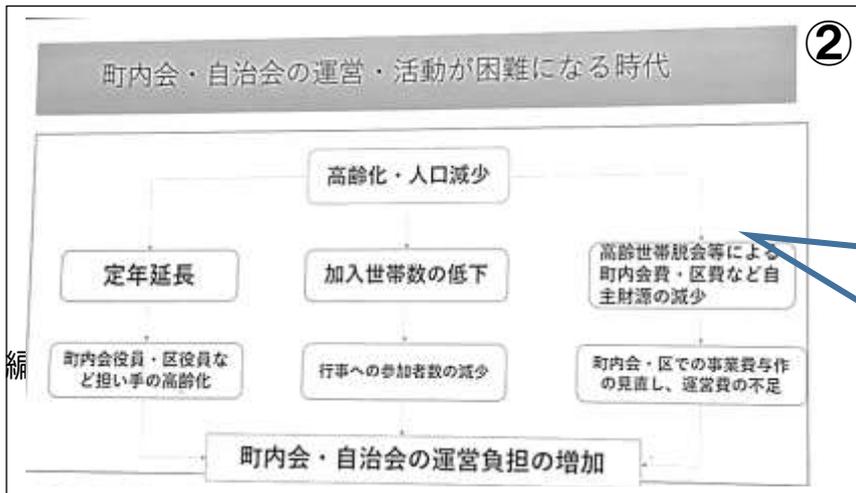
●基調講演「まちづくり協議会の活動と運営」 鈴木 誠(愛知大学地域政策学部学部長)

自治会の今後についても触れられ、また、自治会の在り方を通して、まちづくり協議会の運営にも参考となります。以下、順に講演の要旨を紹介するとともに、それぞれに岩野田北地区に即した所見を付しました。講演内容に沿って、私たちの地域の住民組織の在り方について、みんなで考えましょう。

## まちづくり協議会の性格と変化 ①

- \* 地方自治法に謳う行政組織ではない
- \* 自治基本条例、まちづくり基本条例に謳う民間組織である
- \* 任意団体の場合もあるが、NPO法人、一般社団法人など非営利組織法人の場合もある
- \* 行政支援・行政協力組織が大部分。しかし、住民組織、地域企業と連携し社会的ビジネスで地域課題を解決する組織へ転換

まちづくり協議会の設立趣旨は、住民相互の協働組織であり、行政との協働を推進するための、行政と対等の組織であることを再認識しましょう。



自治会運営上の根本に横たわる問題として、以下が見られます。

- ① 役員の持ち回りの常態化
- ② 加入メリットの変化 (自治会の役割の変化に目を向けていない)
- ③ 集合住宅の増加

## 町内会・自治会が直面する課題 ①/2 ③

- \* 役員不足、活動資金の不足が顕在化し「これまでではできていたことが、今まで通りに「できなくなる」事態
- \* 「守っていききたい活動」「止めたい活動」「やり方を変えたい活動」について話し合い、行動していく段階

活動は大きく以下に分類されます。

- ① 地域連携
- ② 親睦
- ③ 自主防災
- ④ 広報
- ⑤ 地域改善要望
- ⑥ 市からの受託事業 (20歳のつどい、資源分別回収など)
- ⑦ まちづくり政策提言

※①②⑦は、まち協による機能連携・強化

④

今後は、足元から当事者性が失われる時代が本格化

地域組織は、人口減少・高齢化が進む中での負担感を増長。私生活との調和が保たなくなる不安が住民感情で増大。自然災害や事件事故が多発する時代にもかかわらず地域への「当事者性」をもつ機会が減少化。その結果、他人事という意識が膨張し、地域への関心や関わりをさらに減らさず、地域の中で孤立・孤独する住民や世帯を増やしている

祭りや防災訓練への関心など

30年を経て当事者性は徐々に喪失

※一瞬にして人生を絶たれた5,500人の老若の犠牲者。心身と生活に、深い打撃を被った被災者の人々。予期せぬ大混乱の中に、何となく「公共の義務」を果たそうと部族苦闘を続けた自治体。消防、警備、医療、自衛隊、マスコミの人々。…大小無数の企業・法人…こういった人々ももとより、肉親、血縁の安否を気づかい現地に駆け付けようとした人々も、利害と世代を超えて、深い道義的衝動から献身的行動に赴いたボランティア、遠隔の地において、テレビ、ラジオ、新聞雑誌、パソコン・ネットワークを通じて被災地の惨状を、胸ひきさかれる思いで注視し続けた大多数の人たち…「こういっただけの人たちが、この大震災の『当事者』なのである」(小松左幸(2012))。その後の東日本大震災を機に、地域の絆が重視され、「自治会加入に関する条例」等が進展したのは、当事者性が重視されたため。それにもかかわらず町内会加入率が低下するのは、住民の生活レベルで当事者性がますます失われている証左ではないか。

すでに昭和 44 年の国民生活審議会において、以下の通り、指摘されています。

「一度、地域共同体の機能が生活に不可欠ではないという認識が高まると、わずらわしさからの解放に大きな価値が見出されることとなった。しかし、個人の方では処理できない問題についての不満感や無力感が蓄積され、さらに老人、青少年、児童等に関する問題が見過ごされてしまう」

⑤

町内会は協議・要求する場に。困難なら補完機能を強化

※行政にとっても、住民の民意を集約する場が一元化されるメリットは大きいはず。

※まちづくり協議会は、町内会が多様な住民の民意を集約・一元化できなくなると、町内会を補完する都市内分権型のコミュニティ制度として存在感を高める傾向に。自治基本条例に謳うことで、さらに顕著に。

※町内会も、まち協にならぬ、あらためて誰もが参加し、協議や決定に関われる場に戻ることが重要ではないか。

玉野 (2024) pp168

- ①自治会役員が 2 年任期の持ち回りという根本課題を抱える限り、自治会としての限界を内包しています。
- ②自治会長は、退任後、まち協の委員として参加することが、ノウハウの継承・ステップアップにつながり、自治会運営、シンクタンク機能としてまちづくりを協議・活動するのに役立ちます。
- ③その意味においても、補完機能を果たすためのまち協は、みんなの参加で強化が必要です。

⑥

市民活動団体をパートナーへと迎える

※町内会が単なる協議の場になって、具体的な活動がなくなることは、行政にとって従来の下請け業務が動かなくなるピンチ！

※行政協力業務を整理・廃止しつつも、町内会に協力してもらうには、どうしたらよいか？

※町内会が自らの業務を減らし、身軽になることが重要で、それを行政もアドバイスすべき。具体的には、町内会がやってきた自治活動や親睦活動を、興味を持って活動してくれる市民活動団体に任せていく。有償か無償かは交渉。まずは任せていく。

(ex) ・お祭りやお祭り好きの同好会へお任せ！ ・子どもは子育て支援団体へお任せ！  
 ・ゴミ集積場の管理は環境美化団体へお任せ！ ・防災活動は防災士団体へお任せ！  
 ・等々

玉野 (2024) pp170-171

- ①市からの依頼業務の整理は、市で行わない限り無理。
- ②自治会自らが、身軽になるためには、シート③の作業が必要。
- ③むしろ、地域課題等の現状に応じて、本来果たすべき役割を考えたい。
- ④例えば、災害時対応は、すべての住民にとっての関心事。
- ⑤特定目的を達成する使命感のある各種団体・NPOの支援は、重要。自治会の大切な役割でした。

⑦

地域を協議・要求と実践の場へ再編強化する

※このように、具体的な活動は、その活動に関心を持ってやりたい人が自由になれるようにする。

※町内会は、全体的な調整と決定のみを行う。骨の折れる具体的活動から身を引き、全体調整や決定のみを引き受けるのならば、長年の活動で培ってきた町内会役員としての信頼や人脈が活かされる場となる。

※市民活動団体が日頃から町内会に関わりをもてば、協議の場は誰もが参加できる開かれた場にできる。個々の問題に情熱をもつ個々の市民活動団体は、行政に言いたいことがたくさんあるだろうし、議会に要求ができるなら、その機会を活用したいと考えるであろう。

玉野 (2024) pp170-171

- ①シート⑤のとおり。
- ②2 年任期ではノウハウの蓄積が困難。自治会長OBや各種団体OBが、まち協委員として参加が期待されます(やらされ感は少ない)。
- ③各種団体は、まち協の活動について提言する一方、ミッション達成のために、まち協を活用しましょう。
- ④NPOや住民有志、事業所などの参加してほしい。

まちづくり協議会など、町内会・自治会以外の組織を設立済または検討中 **⑧**

(1) 設立済または設立予定：18市町村（54市町村中）

(2) 設立理由・設立事例

- \* 小学校区単位の「地域コミュニティ」の構築を検討している。
- \* 7地区のうち3地区に準備組織があり、地域まちづくり組織（まちづくり協議会）の設立に向け活動をしている。
- \* 平成24年度より概ね小学校区単位の地域組織（地域協議会）の設立を進めている。（現在16小学校区中14校区で設立している）
- \* 市内を10の地域自治区に分け、それぞれに地域協議会を設置している。
- \* 小学校単位のコミュニティ組織を運営し、防災訓練等を実施しているが、あまり活発に活動を行っていない。
- \* 各小学校区単位の「コミュニティ推進協議会」を設置している。
- \* 市内全地区まちづくり推進協議会は既に設立済
- \* 昭和56～62年度の間に全ての小学校区でコミュニティ組織を設立している。
- \* すでに、市内に存在する小学校区ごとに、5つのまちづくり協議会を設置している。
- \* 既にコミュニティ協議会が全地区で設立されているため

これは愛知県下の実情。まちづくり協議会設立に動いているが、数の上では、岐阜市にはまだまだ及ばない。

地域コミュニティの運営と活動の見直しが必要な時代 **⑨**

(1) 一組織（町内会等）としてできないことは、広域組織（まちづくり協議会）をつくり、広域組織で実施するよう支援

(2) 一組織、広域組織ともに必要としない活動は止めるように支援

- \* 町内会・自治会の合併、小学校区コミュニティ組織の設立と運営・活動、運営・活動のスリム化
- \* 町内会・まち協からNPO等へ業務を委託

①単位自治会で出来ないことは、自治会連合会で行い、  
②自治会連合会だけでは効果が期待できない場合は、各種団体などと連携(まち協)する、「補完性の原則」で。  
③他の地域との、さらなる広域連携については、自治会連合会同士や各地域のまち協同士の連携を視野に。

やるべきことを廃止し、なんでも丸投げすればよいということではない。

今から12年後、65歳以上人口が3人に1人となる **⑩**

10年後に向けて必要となる、市町村の地域コミュニティ制度

\* 地域コミュニティの中核組織である町内会・自治会が、地縁の自治活動（世帯相互の連絡調整、防犯防災活動、連合組織の区や地元行政・警察との連携、等）を中心にして、親睦活動（祭り、運動会、敬老会、文化展、子ども会、女性会、等）を展開している現状・・・もはや限界！！ 成果は期待薄！！

\* 町内会・自治会は、地縁の自治活動のための協議に注力  
\* 具体的な自治活動、親睦活動は、やりたい市民団体へ任せていく。

①シート⑤を参照。  
②まち協は、まさにみんなで話し合う「協議の場」であり、まちづくり活動の在り方を話し合い、まとめる場です。  
③地域ビジョンは、その具体的な成果物。  
④サロンでまとめた「畜産センター再整備」のパブリックコメントも。  
⑤まちづくりへの提言活動の実績や成功例を積むことが、次につながる。

行政支援の在り方、展望 **⑪**

(1) 小学校区コミュニティまたは町内会等（連合組織を含む）を補完支援する「まちづくり協議会」の設立支援

(2) 町内会等の運営、まちづくり協議会の設立運営支援のための「地域担当職員」「地域コーディネーター」制度を導入

(3) 全戸加入原則をめざした自治体条例の制定

都市内分権推進構想に述べられている「地域振興事務所」を早期設置し、縦割り行政を排除するとともに、組織的に地域に寄り添った行政運営することを目指してほしい。

12

### (1) 町内会等の親睦活動を補完する学区コミュニティ組織のイメージ ①/2



①目的の希薄化した親睦活動については、住民が期待しているか。  
 ②自治会以外に親睦活動を補完するという考え方は、むしろ、公民館クラブ活動など、具体的な目的に応じた仕分け作業が必要。

13

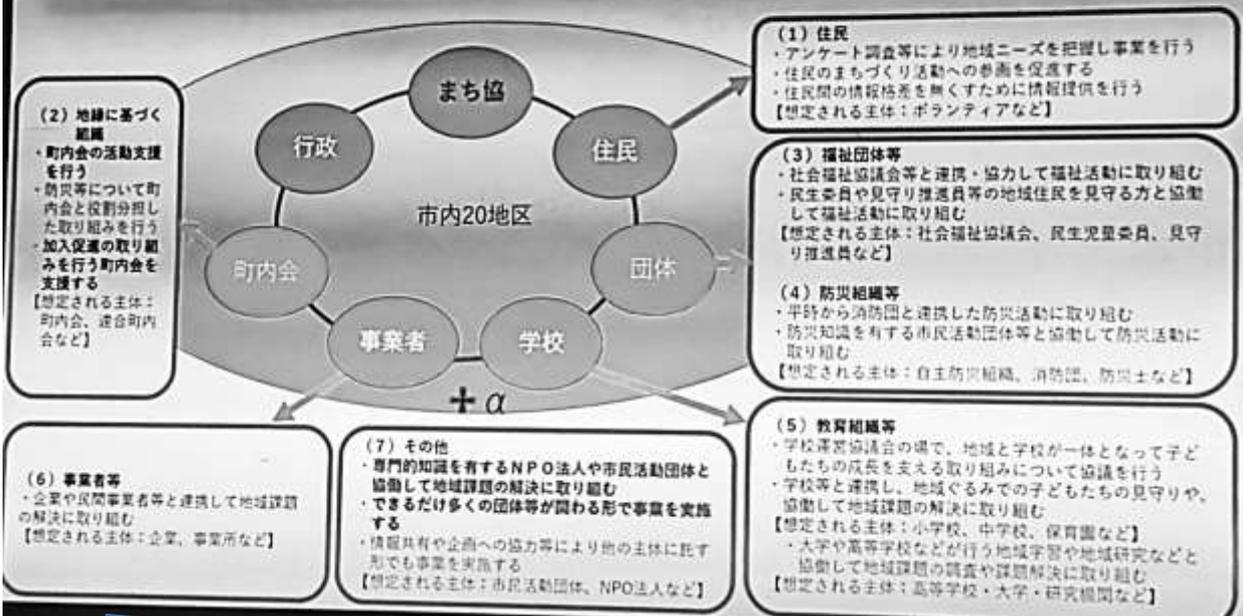
### (1) 町内会等の自治活動・親睦活動を補完する学区コミュニティ組織のイメージ ②/2



具体的に、どのような自治活動があるか？ 挙げてみよう。  
 ・地域改善要望  
 ・〇〇〇〇  
 ・〇〇〇〇  
 ・〇〇〇〇

14

## 協働のまちづくり指針に基づく協議会活動と行政支援

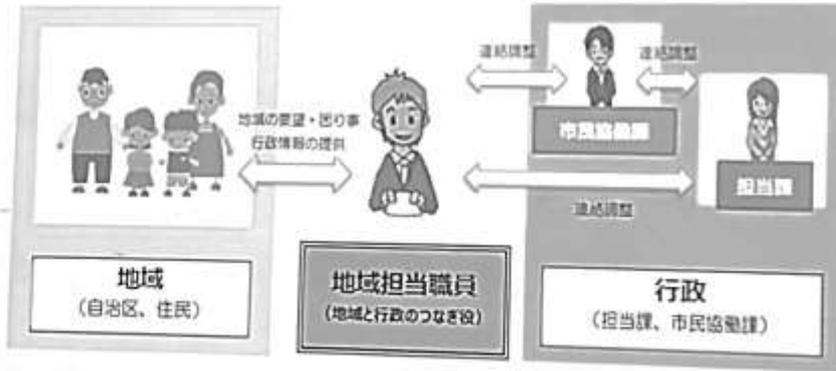


少なくとも、岩野田北まちづくり協議会は、各団体との横並びの位置づけではなく、地域の連携体であり、まちづくりのために発揮される総合的な機能と言えます。イメージ図も含め地域差があることを加味する必要があります。

## (2) 地域担当職員制度の導入と伴走支援

地域担当職員は、「現場主義」の根拠をなす制度であり、**地域と（自治区やコミュニティ組織）行政**をつなぐ活動を支援する、重要な役割を担っています。

今後も深刻化する少子高齢化・人口急減時代において、日々複雑・多様化する地域課題の解決に向けて適切な支援をしていけるよう、配置を求める声をいただいている各地域に配置するものです。



半田市地域担当職員ガイドブックより

職員の資質に左右されない、また、縦割りにならない総合行政を組織的に推進する地域振興事務所の早期設置を目標としたい。

## (3) 全戸加入原則をめざした自治体条例の制定

核家族化、都市化、サラリーマン化などの進展、地域の連帯意識の希薄化などにより、町内会・自治会等への加入率の低下が顕著となり、この状況がますます進行中。その一方で、東日本大震災の発生や本格的な高齢社会の到来などにより、あらためて地域コミュニティの機能が認識されている。こうした観点から、町内会・自治会等への加入について、「条例で規定する自治体」が増えている。

- ① 自治会等への加入に主眼を置いた条例
- ② 地域コミュニティの推進や活性化に関する条例であって、町内会・自治会等への加入を規程するもの
- ③ 自治基本条例や住民参加条例であって、町内会・自治会等への加入を規程するもの
- ④ 集合住宅の建築などの規制に関する条例であって、主として事業者の責務として町内会・自治会等への加入に関する事項を規程するもの

【自治会加入に関する条例】（一般）地方自治研究機構、令和6年6月25日更新

①市として自治会加入を義務付けることは、憲法違反。  
 ②しかし、参考となる、少し踏み込んだ条例の制定事例はあります。  
 ③自主防災組織の加入条例は検討されるべきではないか。

### その他、基調講演の内容

- 高齡化やまちづくりの当事者意識のない住民の増加など自治会が直面する課題は、まち協の課題でもある。
- まち協は、本来的には、活動メインではなく、「協議会」なのだ。
- 高山市のまちづくり協議会が、まちづくりを煩わしいととらえることなく、住民と行政の協働自治の場とする方向に動いたことは立派。
- 役員等の負担を減らすため、電子回覧板の普及、ライン会議などを導入なども。
- 半田市の地域担当職員は、自治を重視しながら、まち協の必要性を地域に理解を深めるためのステップでもある。
- 必要な活動なら、やれる人を募集し、有償でもいいのではないかと？
- 活動資金として、ファンドレーシング協会も参考に。
- ファンドマネージャーや防災士など、まち協が専門スタッフを養成し、活動をサポートすることも。

## まちづくりの「なぜ?」

- ★最大公約数の公平を旨とする行政運営が行われる場合、行政にお任せだけのまちづくりで、地域は良くなると思う?
- ★地域のことを一番知っているのは、行政なの?
- ★なぜ、地域の将来あるべき姿を描いたり、都市計画に対して、地域は積極的?

### MEMO

- ◆あなたの思ったことを書き留めましょう。
- ◆意見書・提案書としてまちづくりサロンに提出しましょう。